


所管部課	都市建設部 土木課	部長	直井 亨	
件名	東大和市自転車等放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市自転車等放置防止等に関する条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 平成29年度第1回市議会定例会において、「東大和市自転車等放置防止等に関する条例」の一部を改正したことに伴い、関連する施行規則の一部改正を行う。 この施行規則の一部改正は、平成29年11月1日から市管理の各駅周辺の自転車等駐車場の有料化が全て実施されることに伴うものである。</p> <p>(2) 主な改正点 ① 条例第15条「禁止事項」の条文が削除されたことから、当該条文に関連する施行規則第9条「駐車場の利用に対する措置」を削除する。 ② 第3号様式の撤去手数料を改正する ③ 文言・様式整理</p> <p>(3) 施行日 平成29年11月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 東大和市自転車等放置防止等に関する条例との整合が図れる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。